

第26回野生鳥獣写真コンクール募集要領

第1 趣 旨

野生鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、第26回野生鳥獣写真コンクールを実施する。

第2 主 催

山梨県、山梨県造園建設業協同組合（山梨県鳥獣センター）及びやまなし野鳥の会（日本野鳥の会・甲府支部）

第3 応募資格

アマチュアに限る。

第4 テ ー マ

日本国内の野生鳥獣（外来種を除く。）の生き生きとした自然な姿を題材としたもの。

第5 応募規定・方法

- （1） 応募写真（以下「作品」と言う。）のサイズは、4切り判（254mm × 305mm）とし、1人3点まで応募することができる。
- （2） 作品は、他コンクールやインターネット等において、未発表のものに限る。
- （3） 作品の裏面に、別紙の応募票を貼付すること。
- （4） 作品は、令和5年2月末日までに山梨県鳥獣センターへ持ち込むか、郵送にて受け付ける。

※ 郵送の場合は、当日消印有効

第6 審査の方法

審査は、山梨県及び山梨県造園建設業協同組合（山梨県鳥獣センター）が「第26回野生鳥獣写真コンクール審査要領」に基づき審査会を設けて行う。

第7 表 彰

審査により、入賞作品を次のとおり選定する。なお、令和5年5月に開催予定の愛鳥週間関連イベントにおいて表彰する。

- | | | |
|--------------------|------|---------------|
| ① 最優秀知事賞 | 1点 | （副賞 商品券3万円相当） |
| ② 優秀賞 | 2点 | （副賞 商品券1万円相当） |
| ③ 山梨県環境・エネルギー部長奨励賞 | 1点 | （副賞 商品券5千円相当） |
| ④ 山梨県造園建設業協同組合理事長賞 | 1点 | （副賞 商品券5千円相当） |
| ⑤ やまなし野鳥の会会長賞 | 1点 | （副賞 商品券5千円相当） |
| ⑥ 入選 | 5点程度 | （副賞 商品券2千円相当） |

第8 そ の 他

- （1） 入賞作品は、3年間主催者に帰属し、原則として作品の返還はしない。
- （2） 作品の返却希望者は、返信用封筒に宛名を明記し郵送料相当の切手を貼った上、同封する。
- （3） 野生鳥獣や自然に悪影響を与えている写真は、審査対象外となる。
- （4） 審査結果は、入賞者のみ連絡する。
- （5） 作品は、山梨県鳥獣センターにて令和5年4月中旬から6月中旬まで展示する。
- （6） 作品は、鳥獣センター他、別の公共施設にも展示する。
- （7） 応募作品は、撮影者の承諾を得た上でネットやメディア等を使用することがある。

第9 応 募 先

400-0001 山梨県甲府市和田町3004-1 山梨県鳥獣センター
TEL055-252-9161